

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第9条の2 総長は、複合原子力科学研究所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項、 <u>第56条の3第1項又は第57条の2第1項</u> の規定の保安規定等を定める権限を委任する。 (後 略)	第9条の2 総長は、複合原子力科学研究所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。 附 則 この規程は、令和3年4月15日から施行する。